

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長 渡辺 芳邦

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	下望陀地区 (下望陀集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農地所有者に対しアンケートを実施し、回答結果などから、地域農業の現状・課題として以下のようなものが挙げられる。

- ・地区内の農地所有者は70代以上の割合が約5割、60代の割合が約3割と全体の8割が60代以上と高齢化が進んでいる。
- ・地区内の農家では、水稻、露地野菜、栽培されている。
- ・農家のうち、今後の経営方針として6割は現状維持の方針であり、離農を含む規模縮小の意向を示している方の割合は3割となっている。
- ・所有している農地について、貸付を行いたいと回答した割合は半数となっており、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民を交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が今後の課題である。
- ・老朽化のため河川からの農業用取水口の改修工事が必要。
- ・用水ポンプの設備の不具合が発生している。
- ・農業用水のパイプライン化が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、多面的機能直接支払交付金を活用しているが、担い手に更なる農地集積・集約を進め地域の農業生産体制を整備強化し、担い手との協力・役割分担により保全管理を図る。また、地域内の一般住民に対して、保全管理活動が地域を守る活動であることを組織代表者会議、会報及び区内広報等で周知することで、これまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。また規模拡大整備された農場で耕作者が効率よく作業ができることを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	後で集計 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
区域内の耕作者が減少しているため、農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の大規模化・効率化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
高齢化の進行や就農者現象等があるため農地の集約化を行いつつ、今後地域での話し合いを重ね、基盤整備を行うにあたっての判断を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域における新規就農者においては、地域として技術支援などのサポートをおこなっていく。離農者情報などを関係機関と連携しながら、担い手の確保をおこなっていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域での高齢化等により農作業が追い付かないという問題に対応すべく、積極的に農作業委託などのサービスを利用し、農業を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③規模拡大、作業効率向上の観点から補助事業を活用しスマート農業の導入を検討する。
 ⑦・⑧今後地区内の高齢化が進むことで機械の導入や委託費用、農業用施設の経年劣化による修理や交換費用等が発生することが考えられるため、多面的機能支払交付金の活用可否を保全会に相談をするとともにその他の補助金の活用も検討していく。
 ⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。
 ⑩今後行われる地域計画(案)の確認は、地元代表者が確認することで地元確認と置き換える。
 ⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。